

第 問

(4) 又「法律上の利益を有する者」にあつては、如何なる者に
 場合にも、自己の権利を以て法律上の利益を侵害する又は
 不法に侵害するおそれがあることを必要とする。

これを本案に当てはめ、又は不利益であるが、本件で定められた相手方と
 関係にある。そのため、本件で定められた「^{自己の}権利」を侵害するおそれ
 がある(④充足)。OK

⑤ 以上のとおり、禁止行為の訴え要件は全て充足する。OK

〔設問2〕

1. 本件で取消訴訟の言及の客観的・利益が業務停止期間終了後において
 認められる。

行政訴訟9条1項4号に基づき、処分の結果が期間の経過その他の理由により
 取り消す後において、処分の取消しにより回復すべき法律上の利益を有する者
 として訴えの客観的・利益が認められる旨規定されている。OK

よって、本件が行政訴訟9条1項4号のいう「回復すべき法律上の利益」に
 あつては問題となる。

(1) まず、本件処分は、行政訴訟9条9号に基づき官報で公表され、さらに、関係
 処分の公表の基準(3)により、厚生労働省のホームページにより公表される。

これは、これらの公表により信託の毀損を招き「回復すべき法律上の
 利益」であると主張できると考えられる。

公表による信託の毀損は、本件処分がもたらす事実上の効果に
 基づくといえるのであるため、これを以て取消訴訟の言及に「回復すべき法律上の
 利益」を有するとの根拠とすることは相当ではない。

したがって、公表により生じた信託の毀損を以て「回復すべき法律上の

第 問

利益であるという主張はできない。OK

(2) 次に、本件で定められた「回復すべき法律上の利益」
 があることは主張できると考えられる。

本件で定められた「回復すべき法律上の利益」は、過去に発生した不正行為
 により生じたものである。本件で定められた「回復すべき法律上の利益」は、
 現在生じている。本件で定められた「回復すべき法律上の利益」は、
 将来の発生に期待して生じているものである。行政訴訟9条1項4号に基づき、
 本件で定められた「回復すべき法律上の利益」は、現在生じている。本件で
 定められた「回復すべき法律上の利益」は、将来の発生に期待して生じている。
 このため、本件で定められた「回復すべき法律上の利益」は、現在生じている。
 OK

よって、本件で定められた「回復すべき法律上の利益」は、現在生じている。
 OK

2. よって、本件で定められた「回復すべき法律上の利益」は、現在生じている。
 OK

第1. 設問(1)

Xは厚生労働大臣に對して、本件労働組合の差止訴訟(行訴法3条17項、以下法令知照)を提起するとし、行政処分を無効とし、本件労働組合の行政の差止めの申立て(37条の5第2項)をすべきである。OK

第2. 設問(2)

差止訴訟が認められるためには、①差止性、②(37条の4第1項)、③「一定の」処分(37条の4第1項)④差止性が行われる蓋然性、⑤「重大な損害を生ずるおそれ」(37条の4第1項)、⑥「これに相当する法」がなにより(37条の4第1項下2条)、⑦「法上の利益を有する者」(原告適格)(37条の4第3項)、⑧被告適格(38条1項1号)の要件を充足する必要がある。

1. ①について、

(1)「処分」とは、公権力の主体たる国又は地方公共団体の行う行為のうち、その行為により直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することとなる行為と認められるものをいうと解される。OK

(2)厚生労働大臣は、公権力の主体である。また、本件労働組合は、それが法律上(行政手続法25条の2第1項)に基づき、6ヶ月間継続の業務を適法に行うこととされているという法的効果を生じ、Xに對して直接即ち一時的にモテらるものがある。

(3)したがって、差止性は認められる(OK)。

2. ②について、

(1)「一定」の処分とは、差止めの処分が、裁判上における判断が可能となる程度に特定されていることをいう。この場合に於いて、Xの内の

答が4回判明するに於いて「一定」であることは必要ない。

(2)本件労働組合は、根拠処分が明白にされている。また、不利な処分の内容と目的の事案を以て、処分内容に7月26日の業務停止と特定されている。

(3)したがって、「一定」の処分にある(OK)。

3. ③について

(1)重大な損害を生ずるおそれとは、差止訴訟の制度趣意から、処分がなされることによりおこるおそれのある損害が、処分がなされる前に発生し、被害等が生じて業務停止の事態を招くことにより被害が生ずることを要する。この有るの判断においては、「損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は救済の内容及び効果等を考慮する」として(37条の4第2項)。是等判例(2)は、(1)損害の内容、性質に鑑み、損害が発生している、Xの取扱いと金銭的損害により回復することが困難であることがおこる。おまじ(1)処分後直ちに取消訴訟を提起し、執行停止決定を受けることにより損害の発生を防止できるか、について不利益である。

(2)この本問に於いては、本件労働組合の法的効果により生ずる損害として、継続の業務を6ヶ月間停止にすることができ、さらに不利益となる9月の決定により、9月の業務を6ヶ月間停止にすることができ、このようにして生ずる損害は、本件労働組合の法的効果により生ずる損害であり、その性質上金銭的損害により回復が困難であるといえる。また、Xは長月

【設問1】

(以下 本件予定処分をいう)

(1) 本件では、6か月間の社会工業務の停止処分がなされた。事前に差止めを求めたところ、行政訴訟を提起し、差止めの訴訟を提起すべきである。仮の差止めとしては、同法39条の5第2項に基づき、本件予定処分の仮の差止めの申立てを行うことができる。○

(2) 差止め訴訟の訴訟要件は、①「一定の処分又は裁決」がなされたこと、②「重大な損害が生ずるおそれがある場合」であり、③「その損害を避けるために他に適当な方法がない」ことが必要である(行政訴訟法第43条第1項)。さらに、④差止めの請求の目的が「法律上の利益」を有する者に限り提起することができる(同法第43条第3項)。また、⑤被告適格があることが必要である(同法第32条1項が準用する11条)。原告適格

① 〇〇〇〇

(1) 差止めの「行政訴訟」

差止めとは、公権力の行使が原因で公益団体が被害を受けるおそれがある場合に、直接関係の権利義務を形成し、あるいはその行使が違法である場合に、法律上の利益を保護するもの。○

本件予定処分は、厚生労働大臣が社会工業務に属する、6か月間の社会工業務の停止処分を行うことである。この処分は、原告の利益を侵害し、直接関係の権利義務を形成するものである。○

(1) 「一定」の処分

□□ / 4

一定の処分といふのは、裁判断の判断が可能な程度に特定されていなければならない。○

本件予定処分は、社会工業務の停止処分であり、処分の内容は、6か月間の業務停止処分である。○

(裁判断の判断が可能な程度である。○)

(1) 処分がなされた蓋然性

本件では、平成20年2月4日に、本件予定処分がなされ、Xに對する期間が経過した。期間の結果次第では、処分が下されおそれがある。○

したがって、要件①を満たす。○

② 〇〇〇〇

重大な損害とは、処分がなされた後に取消訴訟と差止め停止の申立ての併発を要する下位の救済が図れない場合に認められる。○

本件予定処分は、社会工業務の停止処分であり、取消訴訟と併発を要する。○

初めに、本件予定処分は、社会工業務の停止処分であり、○

□□ / 4

の基準により、公表されたことである。○

① 〇〇〇〇

② 〇〇〇〇

④ 〇〇〇〇

Xは、期間を満了した。○

本件予定処分の処分人はXである。○

⑤ 〇〇〇〇

以上、差止め訴訟の訴訟要件は、○

□□ / 4

【設問2】

1. 本件処分の取消訴訟の目的は、本件処分が公表されたことによる信用失墜の回復である。○

2. 取消訴訟は、違法な処分の法的効果(即ち原告の権利利益)が侵害されている場合に、その法的効果を排除することを目的とする訴訟である。○

3. 本件は、社会工業務の停止処分であり、○

以上

□□ / 4